

居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 優有(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのない公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅サービス提供事業者、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 居宅介護支援センター ゆう
- ② 所在地 山梨県富士吉田市上吉田東8-8-16

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ③ 管理者 1名(常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- ④ 介護支援専門員 2名(管理者と兼務職員1名・非常勤職員1名)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ⑤ 営業日 月・火・水・木・金曜日とする。ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。
- ⑥ 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- ⑦ 上記の営業日、営業時間の他、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

1 居宅訪問

介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援する上で、解決しなければならない課題の把握及び分析を行う。

2 課題分析

課題の把握について使用する課題分析の方式は「日本介護福祉会方式」とする。

3 居宅サービス計画の原案の作成

介護支援専門員は、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。

4 サービス担当者会議

介護支援専門員は、居宅サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた居宅サービス等の担当者を招集し、サービス担当者会議を次の掲げる場合に開催する。

(1) 居宅サービス計画を新規に作成した場合

(2) 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合

(3) 要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合

(4) 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分変更の認定を受けた場合

5 居宅サービス計画原案の内容説明及び同意

介護支援専門員は、居宅サービス計画原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

6 居宅サービス計画の交付

介護支援専門員は居宅サービス計画を利用者及び居宅サービス提供事業者の担当者に交付するものとする。

7 実施状況の把握(モニタリングの実施)

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するために、ひと月に1回居宅を訪問し利用者との面接により居宅サービス計画の変更など、利用者が求めるサービスが適切に提供されるよう支援を行うとともに、少なくともひと月に1回、モニタリングの結果を記録する。

8 居宅サービス計画の変更

介護支援専門員は、居宅サービス計画の変更をする場合は、第1項から第7項に規定する業務を行うこととする。

9 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

10 次条の通常の事業実施地域を越えて指定居宅介護等に要した交通費は、徴収しないものとする。

11 介護支援専門員は、第1項から第10項のことについて、利用者又はその家族に対して事前に文書で理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は

富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村、西桂町、忍野村、山中湖村とする。

(相談・苦情対応)

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に基づいた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故処理)

第9条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 1 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 2 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第10条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
 - 3 前各号に定める虐待防止に関する事項は、管理者を責任者として実施する。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ⑧ 採用時研修、採用後1ヶ月以内
 - ⑨ 繼続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は 株式会社 優有 との事業所との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和6年3月31日から施行する。